

「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(案)からの主な変更点(案)

※「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(案)からパブリックコメント等を踏まえて修正しています。
 主な変更点は以下のとおりです。(簡易な変更や文言整理などは除いています)

No.	変更理由	項目	案案頁	計画(変更後)←←←	←←←案案(変更前)
第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画)					
第3章 施策の展開					
1	障害者施策推進協議会 「児童発達支援センターについての解説が必要」との意見を踏まえ追記	個別施策①障害等のある子どもへの専門相談の推進	P.89	専門性の高い相談を行っていきます。 今後は、令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目標に ①幅広い高度な専門性に基づく発達・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能) ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を有する児童発達支援センターに機能拡充していきます。	専門性の高い相談を行っていきます。
2	区自主修正 施設の開設見込時期変更のため	個別施策②住まいの場の充実	P.93	令和7年度には払方町国有地を活用した障害者施設及び中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します。	令和6年度には払方町国有地を活用した障害者施設、令和7年度には中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します。
3	パブリックコメント No.78「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施し、新宿区障害者計画に位置づけてほしい。」との意見を踏まえ追記	個別施策⑦コミュニケーション支援・移動支援の充実	P.106	視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。 また、失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます。	また、視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。
4	団体等説明会 No.71「聴覚障害者にも対応した防災無線の整備をお願いしたい。」との意見を踏まえ追記	個別施策④防災・防犯対策の推進	P.134	【災害時要援護者対策の推進】 災害時において区民へ確実に情報を伝達する体制を強化するため、災害時要援護者など災害時情報を特に必要とする区民を対象に防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。	【災害時要援護者対策の推進】 災害時において区民へ確実に情報を伝達する体制を強化するため、災害時要援護者など災害時情報を特に必要とする区民を対象に防災ラジオの無償貸与を行っています。
第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策(第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画)					
第2章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の成果目標と実績					
1	区自主修正 成果目標と整合を図るため	目標1【評価】	P.148	区立子ども総合センターにおいては、令和7年度を目標に ①幅広い高度な専門性に基づく発達・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能) ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を有する児童発達支援センターに機能を拡充し、地域の障害児通所支援の中核としての役割を果たしていきます。	区立子ども総合センターにおいては、児童発達支援センターの設置も視野に入れながら、引き続き障害児支援の中核としての役割や保育所等訪問支援を一層推進します。
第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策					
1	区自主修正 施設の開設見込時期変更のため	16 共同生活援助	P.172 P.180	(見込み量変更) 令和6年度 220人 令和7年度 255人	(見込み量変更) 令和6年度 236人 令和7年度 259人
第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置					
1	区自主修正 障害児の補装具費にかかる所得制限撤廃のため	3 新宿区における利用者負担の軽減措置	P.201	なお、補装具費については、障害者総合支援法では、18歳以上の障害者とその配偶者のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外としますが、区では独自に支給対象としています(利用者負担率10%、負担上限月額37,200円)。	なお、補装具費については、障害者総合支援法では、障害者等又はその世帯員(18歳以上の障害者は配偶者のみ)のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外とされていますが、区では独自に支給対象としています。
2	区自主修正 障害児の補装具費にかかる所得制限撤廃のため	利用者負担の区独自軽減実施一覧	P.202	補装具 区市町村民税所得割46万円以上 令和6～8年度 18歳以上 10% 18歳未満 3% ※補装具費の給付対象として18歳以上の「区市町村民税所得割46万円以上の世帯」を含める。	補装具 区市町村民税所得割46万円以上 令和6～8年度 10% ※補装具費の給付対象として「区市町村民税所得割46万円以上の世帯」を含める。